

少しでも負担が減らしたら 役立つ制度

(2013年10月現在)

福祉給付金・福祉医療費給付制度

《名古屋市》福祉給付金制度

後期高齢者医療の対象者または70歳以上の人で、次のいずれかに当てはまる人。

- ① 3ヶ月以上寝たきりで、本人所得が特別障害者手当の範囲の人。
※完全な寝たきりでなくても、入浴・排泄に介助を要する人も対象となる場合があります。
- ② 3ヶ月以上認知症で、本人所得が特別障害者手当の範囲の人。
- ③ 障害者医療・ひとり親家族などの受給要件に当てはまる人。

《名古屋市以外》福祉医療費給付制度

後期高齢者医療の対象者で、次のいずれかに当てはまる人。

- ① ひとり暮らしの高齢者で、市町村民税非課税世帯の人。
※対象から外している市町村もあります。
- ② 3ヶ月以上寝たきりで、市町村民税非課税世帯の人。
※完全な寝たきりでなくても、入浴・排泄に介助を要する人も対象となる場合があります。
- ③ 3ヶ月以上認知症で、市町村民税非課税世帯の人。
- ④ 障害者医療・ひとり親家族などの受給要件に当てはまる人。
※市町村により、対象者を広げている場合があります。



軽減内容

医療費の窓口負担が無料になります。

※入院時の食事負担は、一部の市町村を除き助成されません。

申請

市区町村役場

名古屋市：福祉給付金担当
名古屋市以外：福祉医療費給付担当

介護保険制度

対象者

65歳以上の人(第1号被保険者)

- ① 寝たきり・認知症など入浴・排泄、食事など日常生活動作について常に介護が必要な人。
- ② 家事や身支度等の日常生活に支援が必要な人。

40歳以上65歳未満で医療保険に加入している人(第2号被保険者)

初老期認知症、脳血管障害など、老化によってともなう特定の病気によって、第1号被保険者のような介護が必要となった人。

軽減内容

介護サービスを利用した場合の自己負担額は1割になります。

申請

地域包括支援センター(名古屋市：いきいき支援センター)・在宅介護支援センター・市区町村役場・居宅介護事業所